

第4章 オーストラリアの海洋安全保障政策カントリー・プロフィール

福嶋 輝彦

1. 海洋法の解釈

オーストラリアは1994年に国連海洋法条約（UNCLOS）を批准しており、領海・接続水域・排他的経済水域（EEZ）等については、UNCLOSの規定に依拠した解釈を採用している。したがって、領海での軍艦を含む外国艦船の無害通航権を認めている。外国航空機の領空内飛行については、政府による事前の承認と管制の支持に従うことを求めている。

ただし、領海12海里と200海里EEZを採用したのが、いずれも1990年代以降と、海洋境界の画定については、伝統的に保守的な姿勢を見せてきた。国連で海洋法条約が本格的に審議され始めていた70年代前半においても、連邦政府は、北東部のクイーンズランド州沿岸に伸びる珊瑚礁帯であるグレートバリアーリーフ（Great Barrier Reef: GBR）に沿って基線を引くことをしなかった。それは、GBR内の海底資源に対して、沿岸のクイーンズランド州政府が管轄権を主張してくるのを阻止するためであった¹。

オーストラリアは1930年代に南極探検に成功したおりに、南極大陸の40%近くの土地の領有権を主張しており、それに基づいてEEZも主張している。しかし、政府は南極での科学的目的以外の利用を意図しているわけではなく、91年には環境保護に関する南極条約議定書（Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty）を支持し、むしろ環境の保護や資源開発などの阻止を重視する立場を採っている²。実際オーストラリアは2004年には国連の大陸棚限界委員会（Commission on the Limits of the Continental Shelf）に200海里EEZを超える自国の大陸棚に関する情報を提出し、2008年に同委員会から大陸棚の限界に関する勧告を採択されたが³、領土権の凍結を定めた南極条約第4条の規定を尊重するとして、申請の際には南極の大陸棚の限界については、委員会の審議の対象から外すことを求めている⁴。以上の措置により、今日のオーストラリアの領海、EEZ、大陸棚は図1のように画定されている。

航行の自由の原則を重視するオーストラリアが沿岸国の権限を強化しているレアな例として、GBR及びトレス海峡（Torres Strait: TS）における強制水先案内制度（compulsory pilotage）の導入がある。この制度は、1990年に国際海事機関（International Maritime Organization: IMO）がGBRを特別敏感海域（Particularly Sensitive Sea Areas: PSSA）に指定したのを受けて、翌年からヨーク岬（York Peninsula）からケアンズ（Cairns）北までのGBR

の内側の内水を航行する特定種の船舶に水先案内人乗船を義務づけた。2005年にIMOがTSもPSSAに指定すると、翌年オーストラリア政府はTSを航行する船舶にも水先案内を義務化した。ところが、この措置に対して、国際海峡であるTSで本来許されるべき通過通航権(transit passage)の侵害として、米国やシンガポールといった国から抗議を受けた⁵。

罰金の額が大きいため、GBRでもTSでも強制水先案内制度に違反する船舶は少ない。一方で、罰金は違反を犯した船舶が次回オーストラリアに寄港した際に徴収される手続きになっており、税関船等による追跡はされないため、洋上でのトラブルも起こらないし、公用船や軍艦は制度の対象外とされている。トレス海峡は国際海峡ではあるが、そこは狭く浅く航海の難所でもあり、しかもPSSAに指定されており、そこでの事故の未然の防止はグローバルな利益にかかわる問題でもある。TSでの強制水先案内制度は、「安全な」通過通航権の確保のためのやむをえない措置と見るべきであろう。

2. 海洋安全保障政策

オーストラリアは開かれた海域を重視する一方で、近年はその海洋安全保障政策で周辺海域への監視・管理を強化する動きを見せている。オーストラリアの海洋状況把握(Maritime Domain Awareness: MDA)の範囲は非常に広い。オーストラリアのEEZは南極を除いても810万平方kmで、世界3位の広さである。2008年に国連に認められた大陸棚の総面積も250万平方kmに及ぶ。その搜索救難区(search and rescue region: SRR)は、西はスリランカの南までの東インド洋、東はニューカレドニアとの境界に至る南西太平洋、南は大陸までに及ぶ南極海を含み、総面積5300万平方kmと、地球の表面積の約10分の1に相当する広大な海域での救難活動にも備えている⁶。

非常に広い海域を監視するため、海洋探知システム(Australian Maritime Identification System: AMIS)を構築し、基線から千~2千海里、航行時間では48~96時間以内の海域内を自国に向けて航行してくる船舶情報の収集、500海里・24時間以内海域の船舶の所在確認、EEZ内の船舶の自国に対する脅威のアセスメントを日常的に行っている。広範な海域を探知するためには、民間委託航空機や空軍(Royal Australian Air Force: RAAF)哨戒機による目視、北方2千kmまでの海域をカバーするRAAFの水平線上捕捉レーダー・ネットワーク(Jindalee over-the-horizon radar network: JORN)から探知される情報、民間商業衛星画像、国防省の宇宙諜報機関(Australian Geospatial-Intelligence Organisation)の衛星画像、信号諜報局(Australian Signals Directorate)の傍受音声など、政府横断的に広く情報が収集されている⁷。さらに改良船舶追跡通報システム(Modernised Australian Ship Tracking and Reporting System: MASTREP)を導入し、広いSRR内を航行するすべての豪船籍船舶とオー

オーストラリアに入港してから最後に出港するまでの期間に限って外国船舶に対して、自動所在確認システム（Automatic Identification System）と呼ばれる高周波データリンクを駆使して、船舶の位置をオーストラリア政府当局に通報することを義務づけている。これは海上での遭難事故などが起こった場合に、現場から最短距離に位置する船舶の情報を把握することを主な目的としている⁸。また豪海域で操業するすべての漁船に船舶監視システム（Vessel Monitoring System: VMS）の装備を義務づけ、そこから国際衛星を通じて航行する漁船の位置等の情報を把握している⁹。

強制水先案内制度と同じ理由から、オーストラリアは GBR と TS を航行する特定種の船舶に対して、当局への通報を義務づける GBR 及び TS 船舶通報システム（Great Barrier Reef and Torres Strait Ship Reporting System: REEFREP）を採用している。その後 GBR における船舶の座礁事故を受けて、オーストラリア政府とクイーンズランド州政府が共同で、GBR 及び TS 船舶管制局（Great Barrier Reef and Torres Strait Vessel Traffic Service: REEFVTS）を設立し、海域内を航行する船舶に交信状態を保ち REEFVTS からの指示に従って航行することを義務づけた。再び座礁事故を受けて、2010 年にはケアンズから北に限られていた REEFVTS 対象海域を南に延伸し、GBR 全体をカバーすることを IMO に承認されている¹⁰。

オーストラリアの海洋安全保障政策のもう 1 つの特徴は、きわめて厳しいボートピープル対策である。21 世紀に入ると中東などからオーストラリアに到来するボートピープルの数が急増し、難民認定審査のため国内に設けられた収容所（detention centres）に収まりきれなくなった。2001 年 8 月に 400 名以上ものボートピープルを乗せた船が、ジャワ島の南のインド洋に浮かぶ豪領クリスマス島に迫ると、ハワード（John Howard）首相率いる保守連合（Coalition）政権はその入港を拒否し、洋上でボートピープルを警備艇に乗り換えさせ、援助と引き換えにナウルに開設した収容所へと移送した。以後、オーストラリアに接近する違法入国疑惑船舶（Suspected Illegal Entry Vessels）は洋上で警備艇などが捕捉し、ナウルとパプアニューギニア（PNG）のマヌス島（Manus Island）の収容所に移送して難民審査をすることになった。この措置は太平洋解決策（Pacific solution）と呼ばれ、非人道的として人権団体などから激しい非難が浴びせられたが、2001 年には過去最高の 5 千人以上に達していたボートピープルの数が目に見えて激減し始め、国民の圧倒的多数の支持を受けてハワード政権を通じて維持された¹¹。

2007 年末の選挙に快勝したラッド（Kevin Rudd）首相率いる労働（Labor）党政権は、党内の反対を背景に太平洋解決策を撤廃したが、すると 2009 年頃から再びボートが到来し始め、年々その数は増え、2012-13 年には年間 1 万 5 千人を超える数に達した。国民の間では押し寄せるボートピープルの波を脅威として捉える声が多数を占めており、2010 年に

党内抗争でラッドを党首の座から降したギラード (Julia Gillard) 率いる労働党政権は、境界管理の失敗として野党保守連合から激しい攻撃を受け、オーストラリア初の女性首相で労働党左派に属するギラードでさえ、オーストラリア全土を移民ゾーン (migration zone) から除外し、たとえボートピープルが自国領に上陸してきても、国連難民条約 (Convention Relating to the Status of Refugees) の締約国としての義務である、出身国への送還を禁止するノン・ルフールマン (non-refoulement) の原則から免れるという強硬な手段を講じたが、有効な解決策とはならなかった¹²。その直後の 2013 年 6 月に首相に返り咲いたラッドは、前年にギラードが復活させていたハウードの太平洋解決策に加えて、新たな抑止策として以後マヌス島に收容されたボートピープルはたとえ難民と認定されても、オーストラリアには受け容れず PNG 現地に定住させる、という保守連合以上に厳しい措置を導入した¹³。同年 9 月の選挙で交代したアボット (Tony Abbott) 保守連合政権は、さらに主権境界作戦 (Operation Sovereign Borders: OSB) を開始し、3 つ星将官を司令官 (Commander) に任命し、ボートピープルを乗せた船を洋上で捕捉するだけでなく、必要に応じて救助艇を与えて出港したインドネシアの領海まで追い返す (draw back) ことさえ始めた。OSB は密航幹線の抑止に著しい効果を上げ、2014 年以降ボートの到来はほぼ止まった¹⁴。ある世論調査では国際テロ・非友好国の核兵器国化・イランの核計画・外国からのサイバー攻撃に続いて、48%がボートピープルを「重大な脅威」と認識しており、「重大ではないが、重要な脅威」と併せると 75%という高い数字を示し、ボート追い返しにも 71%が賛成と考えており、強硬策への国民の強い支持が窺われよう¹⁵。ボートピープルには中東系が多く、その野放図な入国を許しているとテロリストが紛れ込んで来るかもしれないという恐怖に加えて、移民の流入を適切に管理できないことに漠然とした不安を感じる伝統的国民感情に起因しているがゆえに、ボートを止めることをめぐっては今や保守連合と労働党の主要政党間でほぼ超党派合意が成立している。

これらの強硬なボートピープル対策は法的には、1958 年連邦移民法 (Migration Act 1958 (Cth)) が密航幫助を犯罪と規定していることを根拠としている¹⁶。その後新たな法的根拠として、政府が公海を含む洋上で人々を拘束し、どの国にも移送できると定めた、2014 年移民海洋権限法規改正法が制定された¹⁷。コモンローの国であるオーストラリアの法制では、国内法で規定されない限り国際法上の義務は発生せず、他にも国内法を根拠に国際法に抵触するようなオーストラリア政府の権限が正当化された例がいくつかある。例えば、EEZ 内で違法漁業の疑いのある船舶への追跡 (hot pursuit) の権限については、UNCLOS でも認められているが、標的船が視野から消えたら追跡を中止 (terminate or interrupt) しなければならない。ところが、1991 年連邦漁業管理法 (Fisheries Management Act 1991 (Cth)):

FMA1991) は、標的船が視野から消えても、レーダーで探知できれば追跡を続けられるので、追跡船が途中でコースを変えて先回りして標的船を捕捉 (intercept) したケースがあった。また、FMA1991 は違法漁業に従事していた外国漁船を没収するのに、裁判所で判決が確定してからではなく、違法行為が発生した時点に実施することを認める自動的没収 (automatic forfeiture) も規定している¹⁸。さらに日本の捕鯨への禁止も、鯨類保護区域 (Australian Whale Sanctuary) を設定し、同区域内での捕鯨等を禁止した 1999 年環境保護及び種の多様性保存法 (Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999) を根拠としている¹⁹。これらの国際法とオーストラリア国内法との相違にもかかわらず、日本との捕鯨を除けば、さほど大きな対外問題は起きていない。

東ティモール (Timor-Leste: TL) 独立をめぐる騒乱時にオーストラリアは、国際軍の主力としてその治安の回復に大きく貢献したにもかかわらず、TL との海洋境界は画定しておらず、今日両国間での対立の種となっている。図 2 のように、オーストラリアはインドネシアとの間では 1972 年に、中間線 (equidistant line) を大きく越えてその大陸棚の延伸を認めさせる形で、海底境界を画定していたが、当時植民地宗主国であったポルトガルは交渉に参加せず、TL との海洋境界は画定されなかった。2002 年の TL 独立後には、ティモール海条約 (Timor Sea Treaty: TST) を締結してオーストラリアは、未確定の海洋境界に共同石油開発区域 (Joint Petroleum Development Area: JPDA) を設定し、そこで生産される石油ガス資源からの収益の 90% を TL 側に譲ることで妥協するに至った。2006 年には両国の間でティモール海における海洋諸協定に関する条約 (Treaty on Certain Maritime Arrangements in the Timor Sea: CMATS) を締結し、海洋境界の画定を 50 年間モラトリアムとする一方で、膨大な埋蔵量を有するグレーター・サンライズ (Greater Sunrise: GS) ガス田のうち、JPDA に含まれず、豪側の海底境界内に含まれる 80% の部分からの収益を折半することに合意した。ところが、TL 側が GS からパイプラインを既存の豪北部のダーウィン (Darwin) 市ではなく、自国まで敷設して、そこにガス精製プラントを新設することを要求し始めたため、技術的リスクが大きいとして以来開発計画が頓挫している²⁰。

問題を複雑にしている原因の 1 つは、オーストラリアが UNCLOS で定められた法的拘束力を有する判断を下す機関の管轄権から海洋境界画定紛争を除外すると宣言していることである²¹。この宣言が 2002 年の TL 独立直前に出されていることから、この唯一未画定の主要海洋境界を国際司法の場で解決するのを嫌ったことは明らかであろう。実際、オーストラリア政府は海洋境界については交渉を通じて画定するのが伝統的方針との立場を採っている²²。

そこで TL は 2016 年に、CMATS を無効とし、UNCLOS の近年の原則に基づいて中間線

で新たに海洋境界を画定すべく、UNCLOS 附属書 V に基づく強制調停 (compulsory conciliation) に訴えるという、史上例のない予想外の措置に出た。これに対して豪側は、訴えを受けた調停委 (Conciliation Commission) には本案件を調停する権限 (competence) はないと主張したが、同年9月に調停委は権限ありとの決定 (decision) を下し、その後1年をかけて非公開で調停に入ることとなった。CMATS は、交渉を通じての海洋境界の画定と国際司法の場での海洋境界問題解決の不可を規定しており、UNCLOS 第281条は当事国間で別の紛争処理手段について合意している場合は、強制調停が排除されると規定している、という豪側の主張は、CMATS が海洋境界紛争解決のための合意ではないとの理由で却下された。さらに、TL が強制調停に訴えたこと自体が CMATS 違反であるから、調停手続の許容性 (admissibility) は認められないとの主張も、CMATS 違反の是非は調停委の判断の範囲外とかわされ、TL 側の全面勝利に近い決定となっている²³。とはいえ、TL に有利な調停判断が下されたとしても、それ自体は法的拘束力を有さないの、豪側がそれを受け入れる義務はない。また TL 側は GS の全域や他の油田が自国 EEZ 内に含まれるように JPDA を東西にも広げることがを要求しているが、JPDA の東と西の境界線は TL とインドネシアの中間線を基準にしており、これが認められるとインドネシアが異を唱えてくる可能性があり、さらに交渉に時間がかかる、すると GS が未開発なまま石油収入が枯渇した TL は破綻国家化する、といった悲観的観測も出ている²⁴。ところが、2017年早々にオーストラリア・東ティモール・調停委の三者による共同声明の中で、TL が CMATS 終了を通告し、その3ヶ月後に失効すること、両国政府が調停委の仲介の下で恒久的海洋境界を交渉することへのコミットメントを互いに確認したことが発表された²⁵。

パワーでは圧倒的に優位に立ち、しかも海洋境界紛争の国際司法を通じた解決を排除しているオーストラリアが、守勢に立たされているのは、TL の国際機関への訴訟攻勢とそれへのキャンベラの稚拙な対応によるところが大きい。2013年に新聞報道により、2004年の CMATS 交渉中に首都ディリで行われた閣議などを豪諜報機関が傍受していたことが発覚した。以後 TL 側はこれを重大な主権の侵害と見なし、機密漏洩の状態では交渉された CMATS は無効との立場を取った²⁶。そのため TL は TST 附属書 B (b) 項に基づく仲裁裁判を起こした²⁷。ところが、同年12月には同裁判を担当する TL 側豪人弁護士のキャンベラ事務所を、豪諜報機関が強制家宅捜査し、関係文書を押収し、盗聴について証言に立つことに応じた、元諜報部員のパスポートも没収し、裁判に出国できないようにしたともいう²⁸。TL 側はこれも重大な主権侵害であり、文書の即座返却を求めて、直ちに ICJ に提訴した。2015年にはオーストラリアが折れる形となり、ICJ が文書その他押収したすべての資料を TL に返却するよう命令を下した²⁹。その数ヵ月後に TL は TST でのパイプラインの管轄権を争

い同条約に基づく仲裁裁判を起こしている³⁰。2つの仲裁裁判はペンディングの状態になっているが、調停委と併せてTLは多くの国際機関に海洋境界をめぐり提訴することにより、オーストラリアに対してより有利な形で交渉を進めることに成功している。

南シナ海をめぐっては、オーストラリアは東シナ海の海上領有権争いと同様に、いずれの当事国の主張にも与しないとの立場を貫いている。しかし、海洋通商国家として海洋の自由とルール本位の国際秩序を強く支持する立場を明確に表している。ことに2013年労働党から交代した保守連合政権は、保守派のアボット（Tony Abbott）首相が日米との戦略的連携を重視しているため、同年11月に中国が東シナ海で防空識別圏を設定したときには、ビショップ（Julie Bishop）外相が中国大使を呼び出して厳しく抗議した。地理的にも離れているにもかかわらず、敢えて抗議を申し入れたのは、外相の言葉によれば、オーストラリアが永年信奉してきた政策にかかわるからであった³¹。しかし、このような強硬な対中抗議に対して国内では、遠く離れた東シナ海の小さな岩礁をめぐって、オーストラリアを日米対中の対立にいたずらに巻き込みかねないと懸念の声が少なくなかった。

2015年9月にはリベラル親中派のターンブル（Malcolm Turnbull）が首相の座をアボットから篡奪したが、南シナ海で進められていた中国による人工島埋め立てに対しては、この一方的な現状への変更に対してペイン（Marise Payne）国防相が懸念を表明し、米海軍のイーゼス駆逐艦による「航行の自由作戦（Freedom of Navigation Operation: FONOP）」実施から1ヶ月後の11月には、オーストラリアもRAAF哨戒機を派遣して、現地を飛行させ、中国艦艇から警告を受けたことが確認された。ただし、このとき哨戒機は中国が主張する領空内を飛行せず、政府もこれは通常のパトロール活動の一環と声明している³²。さらに2016年1月末に米イーゼス駆逐艦が今度は西沙諸島の中国が領有権を主張する島から12海里以内を航行すると、ペイン国防相は「過去何十年も実施してきたように、オーストラリアの艦艇と航空機は、南シナ海などで国際法に則って航行の自由・飛行の自由の権利を行使し続けるだろう」と、前回に比べるとより強い反応を見せている³³。

こうした中で7月にUNCLOS附属書VIIによるフィリピン・中国間の南シナ海に関する仲裁裁定が下されると、オーストラリアは複雑な反応を見せた。裁定の直後にメディアからの質問に対してビショップ外相は、両国に裁定を尊重し遵守するよう呼びかけたい、裁定は最終的なもので法的拘束力を持つと明言し、オーストラリアは日米などと並んで中国の主張の多くを却下した裁定を明確に支持する数少ない国に名を連ねた³⁴。ところが、この発言の内容に対しては、中国外務省スポークスマンが強い反対を唱え、豪側に厳重に抗議したこと、特に裁定を無視すれば中国の名声に傷がつくとの発言には正直驚かされた、とビショップを名指しで批判した³⁵。それにも臆することなく、2016年末に中国が人工島

の軍事化を進めていることが発覚すると、ビショップは即座に中国を名指しはしないものの、地域の緊張と不信を高めるような行動を控えるべきと声明している³⁶。

南シナ海仲裁裁定をめぐる保守連合政権の毅然とした姿勢に対しては、政界引退後も尖閣諸島をめぐる日中紛争に巻き込まれるリスクを避けるべきと主張してきたカー（Bob Carr）前労働党政権外相が、裁定に反応して南シナ海での米国のパトロールに追随すれば、オーストラリアは地域諸国に「副官」（deputy sheriff）と見られてしまうだろうと警告している³⁷。カーの発言は、伝統的に独立した外交を提唱する労働党の元政治家のそれとしては、驚くに値しないかもしれない。ところが、現職のコンロイ（Stephen Conroy）影の国防相は、中国は攻撃的すぎる、これまでの政府の対応は軟弱すぎるとして、南シナ海で 12 海里以内を通航する FONOP を敢行すべき、と大胆な発言を繰り返した³⁸。これに対して緊張をエスカレートさせるだけとビショップ外相が直ちに反駁し、同じ労働党の首脳もいかなる国も一方的行動を慎むべきと冷静を呼びかけた³⁹。コンロイ発言をめぐる一連の展開から、国内には FONOP に容認的な意見もあるが、政府は南シナ海への一方的変更に対する立場を明確にしながらも、12 海里内に入って中国を刺激するのは避けようとしていることが窺われよう。実際に、2016 年のある世論調査では、中国に対する好印象が増している一方で、オーストラリア国防軍（Australian Defence Force: ADF）は南シナ海で中国に対して 12 海里以内で FONOP を仕掛けるべきかとの問いに対して、賛成 74%、反対 20%という数字を示している⁴⁰。

実際の ADF による南シナ海への哨戒飛行は、通常のパトロールとして続けられているが、RAAF 司令官によれば、飛行回数は増やしているが、ほぼ毎回中国側から警告を受けている、ただエスカレーションはしていないとのことである⁴¹。さらに仲裁裁定直後までには年内に 32 回の哨戒飛行が行われており、RAAF 司令官は南シナ海と特定はしないものの、哨戒機だけでなく戦闘機や艦艇派遣の必要性も示唆している⁴²。一方中国側によれば、10 月末までの 2016 年の ADF による南シナ海への哨戒飛行は、前年の 51 回から 65 回に増えたとのことである⁴³。

3. 海洋安全保障の態勢（posture）

コーストガードを持たないオーストラリアでは、ADF が海洋安全保障に重要な役割を果たしている。海軍（Royal Australian Navy: RAN）は警備艇 15 隻を北部準州（Northern Territory）の Darwin と Queensland 州の北東部の Cairns に配備しており、ボートピープルが押し寄せたときには、RAN の警備艇がボートの捕捉に出動することもある。また RAAF が南オーストラリア州の Adelaide に AP-3C 哨戒機 18 機を配備しており、やはりボートの偵察に出

動することもある。

現在の保守連合政権の下で海洋安全保障の中心的役割を委託されているのが、領域警護軍 (Australian Border Force: ABF) である。ABF は 2015 年 7 月にアボット政権によって、移民領域警護省 (Department of Immigration and Border Protection: DIBP) の下に設置され、法執行機関の 1 つとして領域警護と税関 (Customs) 業務を管掌している。税関と言っても、1990 年代末から徴税業務は他機関に移管されており、ABF が担当するのは、空港や港湾の警備や出入国管理、密輸摘発、検疫も含めた、国境を越えたあらゆるモノ・ヒトの流れの管理である。唯一の例外が違法無報告及び無規制 (illegal, unreported and unregulated: IUU) 漁猟であるが、管轄する農業省の漁業管理庁 (Australian Fisheries Management Authority: AFMA) が船舶を持たないため、ABF や RAN が AFMA の担当官を乗船させて摘発に向かう⁴⁴。ABF はまた、ナウルやマヌス島、クリスマス島や本土の収容所などでのボートピープルや不法滞在者の強制収容業務も担当しているが、各収容所での実際の収容業務は、民間警備会社にアウトソースされている。以上のような非常に多様な機能を担っているため、ABF は法務・警察・諜報・国防・外交・漁業・海洋安全・海洋環境・資金流出入管理など、18 もの政府機関と定期的に連携している。そのトップはコミッショナー (Commissioner) と呼ばれ、連邦警察のトップなどと同格の文官である⁴⁵。

ABF の下部組織として海洋領域隊 (Maritime Border Command: MBC) が設置されており、これがコーストガードに相当する機関である。その司令官は 2 ツ星将官で、隊員は ADF 要員と文官が混合している。MBC は Darwin、Cairns に加えて西オーストラリア州北西部の Broome に拠点を持ち、8 隻の警備艇を保有している。空からの領域監視は民間にアウトソースしており、偵察機 14 機を契約している⁴⁶。MBC の前身は 2005 年に法務省 (Attorney-General's Department) の傘下の税関領域警護庁 (Australian Customs and Border Protection Service) の中に設置された領域警護隊 (Border Protection Command: BPC) であり、2013 年 9 月から BPC は OSB の中心的役割を担うようになり、2015 年の MBC への組織改編を経て今日に至っている⁴⁷。

海洋安全保障に関係するもう 1 つの重要な機関が海洋安全庁 (Australian Maritime Safety Authority: AMSA) である。AMSA は海洋安全政策を統括し、技能認証や民間船舶安全管理を担当している。海難事故などのときには、実際の捜索救難 (SAR) 業務には ADF や各州の SAR 担当機関がケース・バイ・ケースで携わるが、その際 AMSA は救難信号受信と官民の救難機関の調整を主として担当する。2013 年の MH370 機行方不明の際に、当初の海空からの洋上捜索調整には AMSA が携わり、その後の海底捜索は交通安全局 (Australian Transport Safety Bureau) が調整している⁴⁸。その他 AMSA の重要な機能は、船舶航行の監

視・ナビゲーションで、AUSVTS を管理している。さらに海洋環境汚染防止も AMSA の主要業務の1つであり、座礁などの事故への対応や REEFVTS などの保護措置の策定を担当する⁴⁹。

オーストラリアでは省庁の設置が法律で定められておらず、ABF の例が示すように、海洋安全保障担当機関も、そのときの政権の意向に応じて、頻繁に改編されてきている。それゆえ官僚は特定の省庁よりもオーストラリア連邦政府の官僚機構への帰属意識の方が強く、その結果省庁間の壁は低い。ADF や ABF の非常に限られた海空監視能力で、オーストラリアの広大な海域で海洋安全保障を追求するのを可能にしてきたのも、政府機関同士がきわめて柔軟に協力する政府横断型 (whole-of-the-government) アプローチが採用されてきたためである。2 節の冒頭で触れたように、広大な海域の監視には ADF を含む様々な政府機関が関与している。ことに ABF は広範な業務を管掌しているが、総理内閣省 (Department of Prime Minister and Cabinet) の安全保障担当部局が各時点における優先順位を明確に設定することにより、限られたリソースで期待される成果を上げることが可能になっている⁵⁰。ボートピープルや違法漁船の捕捉も常に ABF の艦艇が担当するわけではなく、最も早く現場に到着できそうな RAN 艦艇が起用されることも、ルーティンのように柔軟に行われている。さらに ABF の監視飛行の例に見られるように、民間との連携を活用しているのも特徴の1つであろう。豪海域の SAR の 90%以上は、AMSA の統括の下に、遭難船の付近を航行する民間船に委託しており、救難活動を拒否する船舶はほとんどなく、うまくいっているという⁵¹。またオーストラリアは政府の助成で統合海洋観察システム (Integrated Marine Observing System: IMOS) を設立し、それに気象庁 (Bureau of Meteorology) や 4 つの公的研究機関、3 大学が参加し、様々な機器や手法を用いて周辺海域に関する膨大なデータベースを作成し、ネット上で公開している。データ収集には、IMOS が指定するデータ収集機器の装備に応じた商船など「ボランティア」さえ活用している⁵²。これも調査船よりも商船の方がはるかに長い時間を洋上で過ごしているという、オーストラリアらしい現実主義的な発想に基づいている。これにより遠洋調査船が 1 隻しかなく、しかも老朽化という装備のギャップを埋めている⁵³。以上のように、広大な海域に限られたリソースという制約の下で、オーストラリアは政府諸機関や民間などとの柔軟な連携を通じて、MDA を確保しているのが、その海洋安全保障の態勢の最大の特徴と言える。

4. 各国との関係

オセアニア最大の国家であるオーストラリアにとって、太平洋島嶼国の平和と安定は安全保障上の大きな関心事で、海洋安全保障の分野では太平洋警備艇プログラム (Pacific

Patrol Boat Program: PPBP) を通じて能力構築支援に携わってきた。UNCLOS で EEZ が実施されるのに伴い、太平洋島嶼国が IUU 漁獲の監視・摘発能力に欠けていることから、オーストラリアは 1987 年から 1997 年の間に、12 カ国に 22 隻の警備艇を供与してきた。PPBP の一環として、1992 年からタスマニア大学 (University of Tasmania) のオーストラリア海洋カレッジ (Australian Maritime College) が島嶼国から要員を受け入れて訓練を施しており、これまで 4 千人以上を育成してきた。また RAN から島嶼国に顧問が常駐して移動に当たるとともに、警備艇をめぐり、耐用年数延長のための修復、燃料購入、メンテナンス、港湾インフラ整備など、様々な支援を提供してきた。こうした努力の結果、各国では警備艇が年平均 70 回程度使用されており、島嶼国の限られた人的リソースからすれば高い稼働率を上げている⁵⁴。今日多くの警備艇は耐用年数に近づきつつあり、オーストラリアは PPBP に取って代わる太平洋海洋安全保障プログラム (Pacific Maritime Security Program: PMSP) を決定している。それには向う 30 年間で総額 20 億ドルを投入して大型新警備艇を島嶼国に供与し、さらに 2017 年から連合航空監視 (integrated aerial surveillance) に年間 1500 万ドルを費やすことを決定している。従来の訓練や海軍将校の現地駐在も継続する。このプログラムでは、TL にも警備艇供与をオファーしたが、未だに受諾の返答を返してこない⁵⁵。海洋境界をめぐる紛争が影響していると考えられる。ミクロネシア諸国の海洋監視能力構築には笹川平和財団 (Sasakawa Peace Foundation) が積極的に支援してきているが⁵⁶、これまでは島嶼国の能力構築をめぐって日豪間での連携は進んでこなかった。

ADF はソラニア作戦 (Operation Solania) として、太平洋諸島フォーラム (Pacific Islands Forum: PIF) の漁業庁 (Forum Fisheries Agency) が実施する、IUU 漁獲取締りのための監視パトロール演習に、RAAF の AP-3C 哨戒機と RAN の艦艇を派遣して、諜報監視偵察 (intelligence, surveillance and reconnaissance) 支援を行っている。ソラニア作戦は 2012 年に合意された太平洋海洋監視パートナーシップ (Pacific Maritime Surveillance Partnership) の下で、豪 NZ 仏米の 4 カ国が調整する多国間海洋監視支援の一環でもある⁵⁷。これらのオーストラリアによる太平洋島嶼国への支援は、一定の成果を上げてはいるが、課題は地域でのオーストラリアの影響力が低下していることである。特に島嶼国の中心的存在の 1 つであるフィジーは、2006 年のクーデター後の制裁措置に強く反発して中国やロシアに接近するなど、豪 NZ 離れを進めている。ただし、オーストラリアからの新警備艇供与には応じており、海洋安全保障能力構築支援が関係改善の鍵となるかもしれない。

ADF はまたゲイトウェイ作戦 (Operation Gateway) として、1980 年代初頭からマレーシアのバターワース (Butterworth) 空軍基地に RAAF 哨戒機を配置して、南シナ海・マラッカ海峡・東インド洋の海域をパトロールしてきた。2 節で触れたように、RAAF は南シナ海

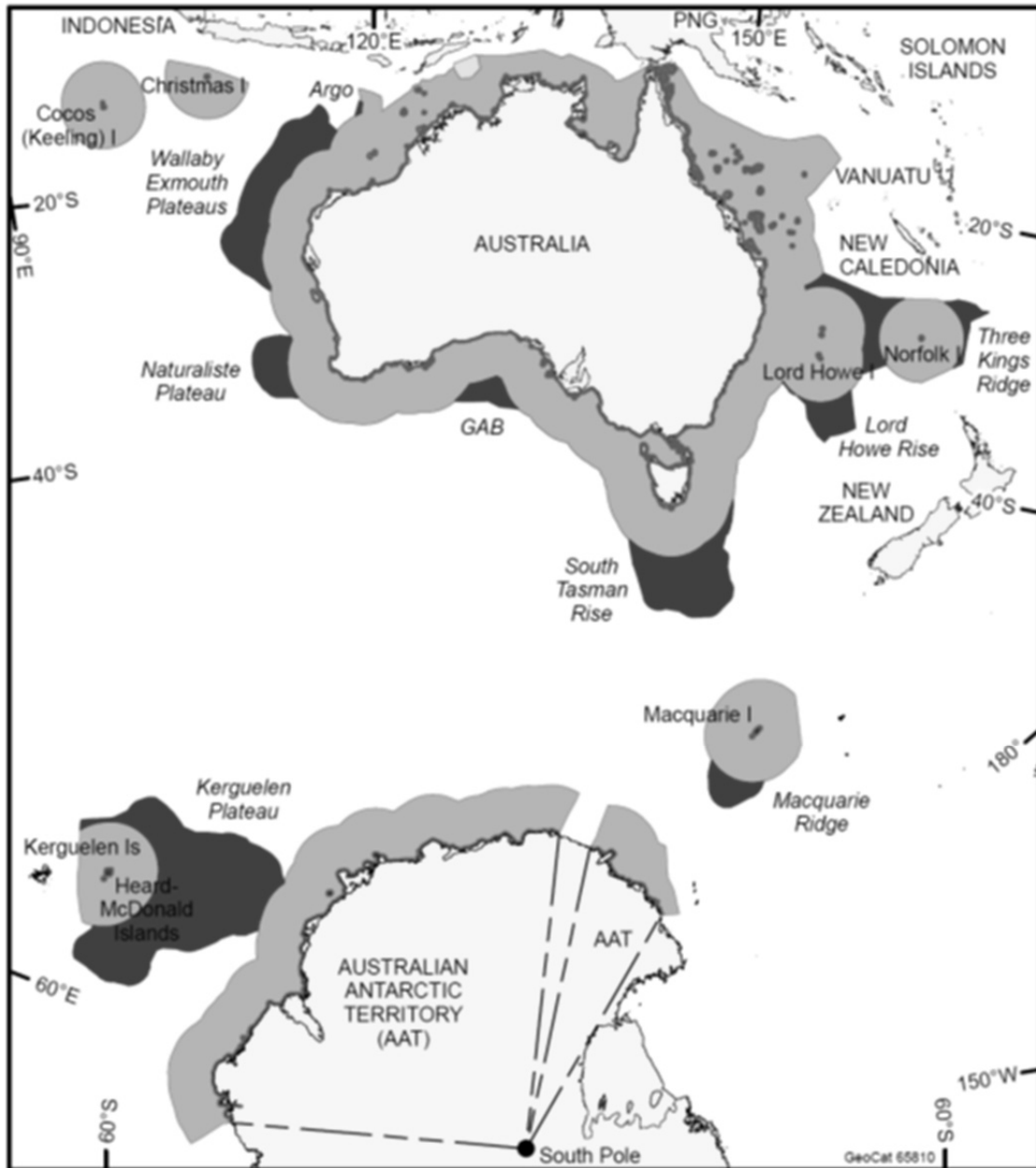
で通常のパトロールとして哨戒飛行を実施しているが、これを実施する AP-3C も同基地から出動している⁵⁸。ADF の軍事的オペレーションのうち、米国側が最も高く評価しているものの1つがこの作戦だという⁵⁹。

2015年にオーストラリアはアジア海上保安機関長官級会合（Heads of Asian Coast Guard Agencies Meeting）の20番目のメンバーとして加入し、MBCが代表として参加することとなっている⁶⁰。こうしてアジア近隣諸国と海洋安全保障協力に取り組む姿勢を見せているが、OSBの一環としてオーストラリアがポートピープルをインドネシア領海まで引き戻し、その際 RAN 艦艇がインドネシアの領海に侵入したとして、インドネシアで大きな問題となったことがある⁶¹。ただし、オーストラリアとは対テロ対策をめぐって緊密な連携を築いてきたことから、ジャカルタの政権はその厳しいポートピープル対策に正面から批判することは避けている。さらに、近年では豪インドネシア海軍間で年次カソワリー演習（Exercise Cassowary）が行われている⁶²。

近年の日豪関係で唯一と言っていい厄介事が捕鯨問題である。2010年の選挙直前に人気取りを意識してラッドが提訴した日本の南極海における捕鯨活動に対して、2014年4月にアボットの首相として初の訪日直前に、ICJは日本の計画を調査捕鯨として認められないとの判決を下した。しかし、安倍晋三・アボット両首相間の親交をベースに日豪安保協力が著しい進展を遂げる中で、捕鯨は両首相の下での著しい日豪安保協力の進展にネガティブな影響を及ぼさなかった。2015年11月に日本は判決以来中断していた捕鯨を新たな計画の下に再開することを発表した。しかも、オーストラリアが海洋境界をめぐり TL にしたように、日本は海洋生物資源に関する紛争、つまり捕鯨問題を ICJ の管轄権から排除すると宣言した⁶³。これに対して、同年9月にアボットから党首の座を奪っていたターンブル（Malcolm Turnbull）首相は、12月の訪日時に安倍首相に対して日本の捕鯨再開に対する深い失望を表明したが⁶⁴、その後オーストラリアではこの問題は大きく採り上げられていない。2016年は反捕鯨団体 Sea Shepherd（SS）が新母船建造中で妨害活動に現れなかったが、2017年1月の時点では大幅に性能をアップグレードした Ocean Warrior 号を母船にその船団が南極海で日本の捕鯨船を追跡しようとしているが、以前のようにその位置を把握しきれていない⁶⁵。一方で、SSの活動を牽制するかのよう、米豪蘭 NZ の4国政府は、捕鯨への反対は明確に言及しているものの、南極海での捕鯨操業中の危険な行為を強く非難する共同声明を出している⁶⁶。日豪間での捕鯨をめぐる対立は、高度に政治的・文化的な性格を帯びており、政治的ポピュリズムに利用されたときにのみ認識される問題にすぎず、海洋安全保障のイシューとして捉えるのは適切でない。

最後にオーストラリアとの海洋安全保障協力に関する提言に触れておきたい。2016年2

月には、日豪太平洋戦略（Australia-Japan Strategy for Cooperation in the Pacific）の中で、IUU 漁業対策を含む太平洋島嶼国に対する協力をめぐり日豪両国が連携していくことが合意された⁶⁷。さらに同月に出された日本の防衛計画の大綱に相当する、オーストラリアの国防白書では、島嶼国への協力をめぐるパートナーとして、従来の NZ 仏米に加えて、初めて日本が追加された⁶⁸。これまで日本とオーストラリアは太平洋島嶼国に対して、少なからぬコミットメントを重ねてきたものの、広大な海域を管理する能力構築支援などに両国が連携して取り組むことは、想定外であった。しかし、日豪でそのような機運が高まりつつある今日、オーストラリアの PMSP と笹川平和財団のミクロネシアでの活動をうまく調整して進めていけば、より効果的な支援を期待できるであろう。また日本の海上自衛隊か海上保安庁がソラニア作戦に参加することも検討に値するであろう。



AUSTRALIA'S CONTINENTAL SHELF CONFIRMED BY THE COMMISSION ON THE LIMITS OF THE CONTINENTAL SHELF

- | | |
|---|--|
|  Territorial sea and internal waters |  Area of Australia's continental shelf beyond 200 M as confirmed by the Commission on the Limits of the Continental Shelf |
|  Areas of marine jurisdiction within 200 M of Australia and its external territories |  Joint Petroleum Development Area under Timor Sea Treaty 2002 |

Note: The areas of continental shelf depicted to the north-west of Australia reflect the terms of the 1997 maritime boundary treaty with Indonesia which has not yet entered into force.

1 nautical mile (M) = 1852m

Copyright © Commonwealth of Australia, Geoscience Australia (2008)

Figure 1: Australia's Maritime Boundaries

Source: Australian Government. www.ga.gov.au/webtemp/image_cache/GA11214.pdf

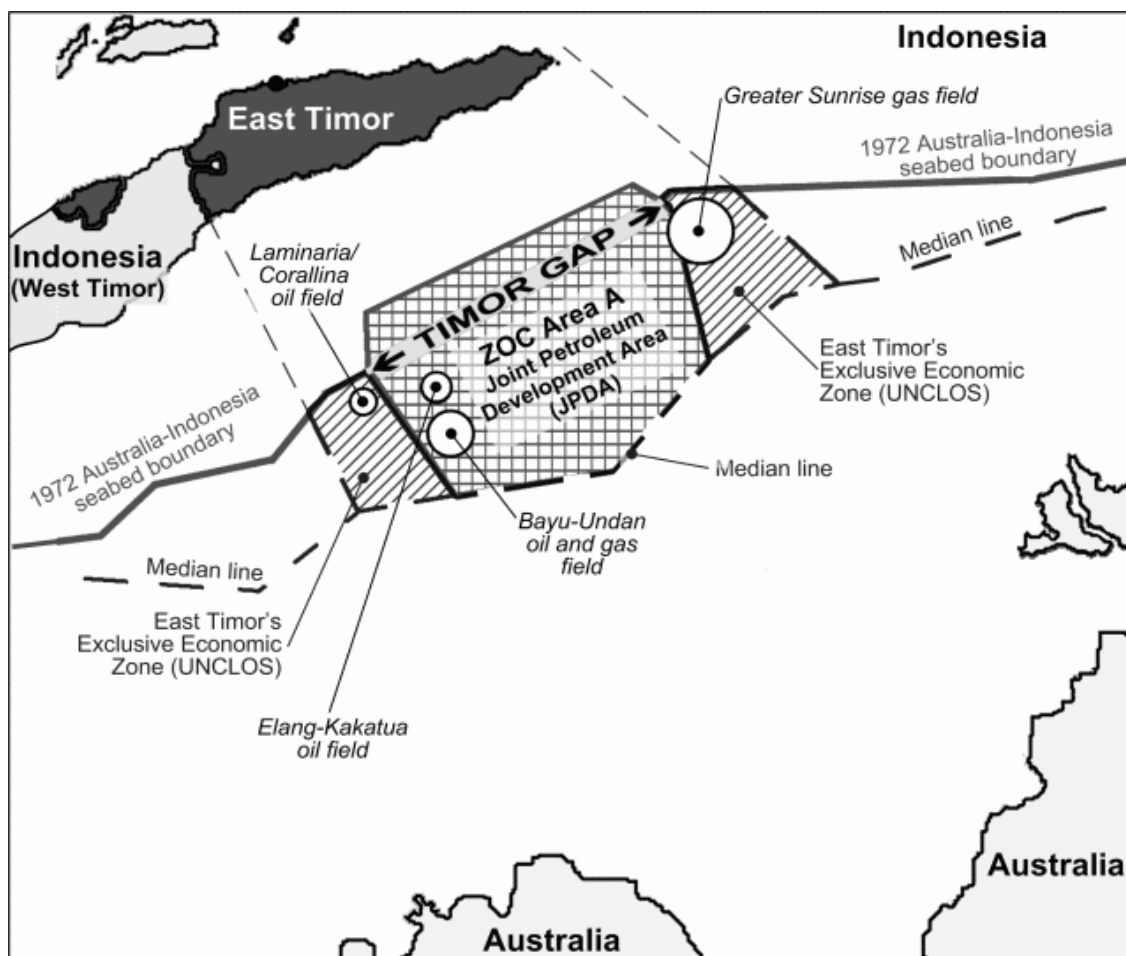


Figure 2: East Timor's claim for EEZ

Source: The La'o Hamutuk Bulletin, Vol. 4, No. 3-4: August 2003.

<http://www.laohamutuk.org/Bulletin/2003/Aug/bulletinv4n34.html>

—注—

- ¹ Warwick Gullett, “Legislative Implementation of the Law of the Sea Convention in Australia”, *University of Tasmania Law Review*, Vol. 32, No. 2, 2013, p. 198.
<http://ro.uow.edu.au/cgi/viewcontent.cgi?article=2116&context=lhapapers>
- ² Australian Antarctic Division, “Environment policy and management”, Department of Environment.
<http://www.antarctica.gov.au/environment/environment-policy-and-management>
- ³ “Commission on the Limits of the Continental Shelf (CLCS) Outer limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles from the baselines: Submissions to the Commission: Submission by Australia”, Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, Oceans & Law of the Sea, United Nations.
http://www.un.org/depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_austr.htm
- ⁴ Commonwealth of Australia, “Note from the Permanent Mission of Australia to the Secretary-General of the United Nations accompanying the lodgement of Australia’s submission”, November 2004, *Continental Shelf Submission of Australia: Executive Summary*, 2004.
http://www.un.org/depts/los/clcs_new/submissions_files/aus04/Documents/aus_doc_es_web_delivery.pdf
- ⁵ Sam Bateman, “Coastal State Regulation of Navigation in Adjacent Waters – The Example of the Torres Strait and Great Barrier Reef”, 2010, pp. 4-5.
https://www.iho.int/mtg_docs/com_wg/ABLOS/ABLOS_Conf6/S1P1-P.pdf
- ⁶ Australian Maritime Safety Authority (AMSA), “Australia’s search and rescue region”.
<https://www.amsa.gov.au/search-and-rescue/australias-search-and-rescue-system/australia-srr/>
- ⁷ Chris Rahman, “Maritime Domain Awareness in Australia and New Zealand”, Natalie Klein, Joanna Mossop & Donald R. Rothwell, eds., *Maritime Security: International Law and Policy Perspectives from Australia and New Zealand*, London, Routledge, 2010, chapter 11, p. 214.
- ⁸ AMSA, “The Modernised Australian Ship Tracking and Reporting System (MASTREP)”.
<http://amsa.gov.au/navigation/services/mastrep/> AMSA, “Automatic Identification System (AIS)”.
<https://www.amsa.gov.au/navigation/services/ais/>
- ⁹ Australian Fisheries Management Authority (AFMA), “Vessel monitoring system requirements”.
<http://www.afma.gov.au/fisheries-services/vessel-monitoring/AFMA>, “Satellite monitoring of fishing boats”.
<http://www.afma.gov.au/monitoring-enforcement/satellite-monitoring-fishing-boats/>
- ¹⁰ AMSA, “Great Barrier Reef and Torres Strait Vessel Traffic Service (REEFVTS)”.
<https://www.amsa.gov.au/navigation/services/reefvts/>
- ¹¹ David Marr & Marian Wilkinson, *Dark Victory*, Sydney, Allen & Unwin, 2003.
- ¹² Karen Barlow, “Parliament excises mainland from migration zone”, ABC News, 16 May 2013.
<http://www.abc.net.au/news/2013-05-16/parliament-excises-mainland-from-migration-zone/4693940>
- ¹³ David Crowe & Rowan Callick, “Kevin Rudd unveils ‘hard-line PNG solution for asylum-seekers’”, *The Australian*, 19 July 2013.
- ¹⁴ “Statistics relating to Migrant Smuggling in Australia”, School of Law, University of Queensland.
<http://www.law.uq.edu.au/migrantsmuggling-statistics>
- ¹⁵ Alex Oliver, *The Lowy Institute Poll 2014*, Sydney, Lowy Institute, June 2014, pp. 22,-23.
<https://www.loyyinstitute.org/about/programs-and-projects/polling>
- ¹⁶ Sophie Roden, “Turning Their Back on the Law?: The Legality of the Coalition’s Maritime Interdiction and Return Policy”, ANU Law School, pp. 24-26.
https://law.anu.edu.au/sites/all/files/acmlj/turning_their_back_on_the_law_v2.pdf
- ¹⁷ Andrew & Renata Kaldor Centre for International Refugee Law, “Legislative Brief: Migration and Maritime Powers Legislation Amendment (Resolving the Asylum Legacy Caseload) Act 2014”, University of New South Wales, 5 December 2014.
<http://www.kaldorcentre.unsw.edu.au/publication/legislative-brief-migration-and-maritime-powers-legislation-amendment-resolving-asylum>
- ¹⁸ Guillet, pp. 200-203.
- ¹⁹ “Australian Whale Sanctuary”, Department of Environment.
<https://www.environment.gov.au/marine/marine-species/cetaceans/australian-whale-sanctuary>
- ²⁰ Permanent Court of Arbitration Case No 2016-10, “Conciliation Proceedings between the Government of the Democratic Republic of Timor-Leste and the Government of the Commonwealth of Australia Pursuant to Article 298 and Annex V of the UN Convention of the Law of the Sea: Opening Session”, 29 August 2016.
<https://pcacases.com/web/sendAttach/1889>

- ²¹ Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, “Declarations and statements”, Oceans & Law of the Sea, United Nations. http://www.un.org/depts/los/convention_agreements/convention_declarations.htm
- ²² Allaster Cox, “DFAT on China and Timor-Leste: No ‘two-step’ but one considered approach, *the interpreter*, Lowy Institute, 21 July 2016.
<https://www.lowyinstitute.org/the-interpreter/dfat-china-and-timor-leste-no-two-step-one-considered-approach>
- ²³ Permanent Court of Arbitration, “Press Release: Conciliation between the Democratic Republic of Timor-Leste and the Commonwealth of Australia”, 26 September 2016.
<https://pca-cpa.org/wp-content/uploads/sites/175/2016/09/Press-Release-No.-4-EN.pdf>
- ²⁴ Rebecca Strating, “Timor Sea dispute: Timor-Leste is running out of time”, *the interpreter*, Lowy Institute, 11 October 2016.
<https://www.lowyinstitute.org/the-interpreter/timor-sea-dispute-timor-leste-running-out-time>
- ²⁵ “Joint Statement by the Governments of Timor-Leste and Australia and the Conciliation Commission Constituted Pursuant to Annex V of the United Nations Convention on the Law of the Sea”, Media releases, 9 January 2017. http://foreignminister.gov.au/releases/Pages/2017/jb_mr_170109.aspx
- ²⁶ Leo Shanahan, “Aussie spies accused of bugging Timor cabinet”, *The Australian*, 29 May 2013.
- ²⁷ Permanent Court of Arbitration, “Case View: Arbitration under the Timor Sea Treaty (Timor-Leste v. Australia)”, <https://pcacases.com/web/view/37>
- ²⁸ Leo Shanahan, “Spies swoop on Canberra office”, *The Australian*, 4 December 2013.
- ²⁹ International Court of Justice, Press Release, No. 2015/12, “Questions relating to the Seizure and Detention of certain Documents and Data (Timor-Leste v. Australia): The Court authorizes the return of all the documents and data seized on 3 December 2013 by Australia from the business premises of a legal adviser to Timor-Leste”, 6 May 2015. <http://www.icj-cij.org/docket/files/156/18632.pdf>
- ³⁰ Permanent Court of Justice, “Case View: Arbitration under the Timor Treaty (Timor-Leste v. Australia)”, <https://pcacases.com/web/view/141> Media Releases, “Timor-Leste initiates arbitration proceedings under the Timor Sea Treaty”, Government of Timor-Leste, 24 September 2015.
<http://timor-leste.gov.tl/?p=13421&lang=en>
- ³¹ Philip Wen, “Julie Bishop stands firm on remarks despite Chinese fury”, *Sydney Morning Herald*, 27 November 2013.
- ³² “Minister for Defence – Transcript – Doorstop interview – Austral shipyards, Henderson, Western Australia”, 16 December 2015.
<https://www.minister.defence.gov.au/minister/marise-payne/transcripts/minister-defence-transcript-doorstop-interview-austal-shipyards>
- ³³ Philip Coorey, “Australia backs US in South China Sea”, *Australian Financial Review*, 1 February 2016.
- ³⁴ Julie Bishop, “ABC AM, Perth – Interview with Kim Landers”, Transcript, 13 July 2016.
http://foreignminister.gov.au/transcripts/Pages/2016/jb_tr_160713.aspx
- ³⁵ Embassy of the People’s Republic of China in the Hashemite Kingdom of Jordan, “Foreign Ministry Spokesperson Lu Kang’s Regular Press Conference on July 14, 2016”.
<http://www.fmprc.gov.cn/ce/cejo/eng/fyrth/t1381622.htm>
- ³⁶ David Wroe, “Julie Bishop accuse3s China of fueling ‘tension and mistrust’ by weaponising artificial islands”, *Sydney Morning Herald*, 15 December 2016.
- ³⁷ Daniel Flitton, “Labor’s Bob Carr warns against ‘deputy sheriff’ military action in South China Sea”, *Sydney Morning Herald*, 14 July 2016.
- ³⁸ Jared Owens, “Julie Bishop blasts Stephen Conroy over South China Sea comments”, *The Australian*, 13 July 2016.
- ³⁹ Primrose Riordan, “Julie Bishop warns freedom of navigation exercises will escalate tensions”, *Australian Financial Review*, 13 July 2016.
- ⁴⁰ Alex Oliver, *The Lowy Institute Poll 2016*, Sydney, Lowy Institute for International Policy, June 2016, p. 12.
<https://www.lowyinstitute.org/publications/lowy-institute-poll-2016>
- ⁴¹ Shannon Tiezzi, “‘Nearly All’ All Australian Patrols in South China Sea Are Challenged by China”, *The Diplomat*, 5 February 2016.
<http://thediplomat.com/2016/02/nearly-all-australian-patrols-in-south-china-sea-are-challenged-by-china/>

- 42 Andrew Greene, “South China Sea patrols will continue despite rising military tensions, RAAF says”, ABC News, 20 July 2016.
<http://www.abc.net.au/news/2016-07-20/south-china-sea-raaf-patrols-to-continue/7643444>
- 43 Rowan Callick, “Delegates find consensus on Australia–China ties”, *The Australian*, 25 November 2016.
- 44 Interview with senior officials of ABF and DIBP, 17 August 2016.
- 45 “Australian Border Force”, Department of Immigration and Border Protection.
<https://www.border.gov.au/australian-border-force-abf>
- 46 “Maritime Border Command”, Department of Immigration and Border Protection.
<https://www.border.gov.au/australian-border-force-abf/protecting/maritime/command>
- 47 “From Federation to Australian Border Force”. <http://australiancustomshistory.com.au/#!/period-pre-federation>
- 48 Australian Transport Safety Bureau, “The Search for MH370”. <https://www.atsb.gov.au/mh370.aspx>
- 49 AMSA. <https://www.amsa.gov.au/>
- 50 Interview with senior officials of ABF and DIBP, 17 August 2016.
- 51 Interview with a senior official of AMSA, 17 August 2016.
- 52 IMOS, “About us”. <http://imos.org.au/about.html> IMOS, “Ships of Opportunity”
<http://imos.org.au/shipsopportunities.html>
- 53 Anthony Bergin, “Ocean observations and trilateral cooperation”, The Strategist, Australian Strategic Policy Institute, 29 June 2016. <https://www.aspi.org.au/ocean-observations-trilateral-cooperation/>
- 54 Linda McCann, “The Future of Australia’s Pacific Patrol Boat Program: the Pacific Maritime Security Program”, Shedden Papers, Vice Chief of the Defence Force, August 2013.
[http://www.defence.gov.au/ADC/Publications/Shedden/2013/Linda%20McCann%20-%20Shedden%20Paper%20\(final\).pdf](http://www.defence.gov.au/ADC/Publications/Shedden/2013/Linda%20McCann%20-%20Shedden%20Paper%20(final).pdf)
- 55 Interview with a senior official of Department of Defence in charge of PMSP, 16 August 2016. David Johnston, “Minister for Foreign Affairs and Minister for Defence – Maritime security strengthened through Pacific Patrol Boat Program”, Department of Defence, Ministers, 17 June 2014
<https://www.minister.defence.gov.au/minister/david-johnston/media-releases/minister-foreign-affairs-and-minister-defence-maritime>
- 56 The Sasakawa Peace Foundation, “The Sasakawa Pacific Island Nations Fund”. <https://www.spf.org/spinf/>
- 57 “Operation Solania”, Department of Defence. <http://www.defence.gov.au/Operations/SouthWestPacific/>
- Murray McCully, “Pacific Maritime Surveillance Partnership statement”, Foreign Affairs, 1 September 2012.
<http://www.beehive.govt.nz/release/pacific-maritime-surveillance-partnership-statement>
- 58 Department of Defence, “Operation Gateway”.
<http://www.defence.gov.au/Operations/SouthChinaSeaIndianOcean/>
- 59 Interview with a senior officer of Royal Australian Navy, 18 August 2016.
- 60 Department of Immigration and Border Protection, “Australia joins Head of Asian Coast Guard Agencies Meeting”.
<http://newsroom.border.gov.au/channels/Maritime-border-operations/releases/australia-joins-heads-of-asian-coast-guard-agencies-meeting-hacgam>
- 61 Latika Bourke, “Navy breached Indonesian waters six times under Operation Sovereign Borders, review finds”, *ABC News*, 20 February 2014.
<http://www.abc.net.au/news/2014-02-19/navy-breached-indonesian-waters-six-times,-review-finds/5270478>
- 62 Nadia Daly, “Indonesian, Australian warships train together for Exercise Cassowary”, ABC News, 25 March 2016.
<http://www.abc.net.au/news/2016-03-25/indonesian,-australian-warships-exercise-cassowary-off-darwin/7277022?pfmredir=sm>
- 63 Andrew Darby, “Japan gives green light to commence whaling in the Antarctic”, *Sydney Morning Herald*, 28 November 2015.
- 64 Prime Minister of Australia, The Hon Malcolm Turnbull MP, “Next Steps of the Special Strategic Partnership: Asia, Pacific and beyond”, Japan, 18 December 2015.
<https://www.pm.gov.au/media/2015-12-18/next-steps-special-strategic-partnership-asia-pacific-and-beyond>
- 65 Daniel Flitton, “Malcolm Turnbull accused of turning a blind eye to Japan’s whale hunt”, *Sydney Morning Herald*, 13 January 2017.
- 66 “Joint statement on whaling and safety at sea”, 12 January 2016.
<http://dfat.gov.au/news/media-releases/Pages/joint-statement-on-whaling-and-safety-at-sea-2016.aspx>

⁶⁷ “Australia-Japan Strategy for Cooperation in the Pacific”. <http://www.mofa.go.jp/files/000134629.pdf>

⁶⁸ Department of Defence, *2016 Defence White Paper*, 2016, p. 56. <http://www.defence.gov.au/whitepaper/>